福生市 重層的支援体制整備事業 実施計画(案)

福生市

令和6年10月策定

目 次

第 1	章 計画策定に当たって	1
1	十画策定の背景と趣旨	1
2	 画の位置づけ	2
) 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ	2
	2)第6期福生市地域福祉計画等との関係	
	3)第5期福生市地域福祉活動計画との関係	
3	十画の期間	
4	画策定の経緯	4
第 2	章 重層的支援体制整備事業について	5
1	賃層的支援体制整備事業の概要	5
2	賃層的支援体制整備事業における役割	6
3	テにおける現状	7
第3	基本的な計画の考え方	9
1	 画の基本理念	9
2	【本目標	10
第 4	基本計画 1	11
基本	標1 包括的相談支援体制の構築	11
)包括的相談支援体制の強化	11
	2)福祉総合相談窓口の設置	12
基本	目標2 地域福祉コーディネーターの配置と活用	13
)地域福祉コーディネーターの配置と活用	13
	目標3 包括化・重層化による伴走支援	
) 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築	
	2) アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施	
	目標4 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり	
)参加支援の実施	
	2) 地域づくりに向けた支援の実施	19

第5	章	計画の推	進	 	 	 	 	 		 	21
1	重層的支援体制整	整備事業の進め	方	 	21						



計画策定に当たって

| 1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少社会への突入、個人の価値観やライフスタイルの多様化、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の大きな変化等により、地域住民のつながりの希薄化など、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。加えて、不安やストレス、8050 問題、孤独死、ホームレス、家庭内暴力、児童虐待、ひきこもり、介護と育児のダブルケア、子育て家庭の孤立、貧困、犯罪をした者等の生活上の諸問題が複雑化・多様化することで、従来のサービスでは対応できない問題も出てきています。このような地域で生じる福祉課題は高齢者、障害者、児童、生活困窮などの分野ごとに整備されてきた公的サービスや制度では十分な対応が難しくなってきています。分野ごとに整備された公的サービスや制度には必ず狭間が存在し、複雑化、深刻化している地域で生じる福祉課題に対応するためには、この狭間を埋める取組が必要となります。また、地域を取り巻く状況は絶えず変化を続けているため、地域住民や地域の多様な主体が地域で生じる福祉課題に対して、「自助」「共助」「公助」が適切かつ持続可能な役割分担をしながら従前の「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合うことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会が求められています。

国では、少子高齢化・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化する中で、様々な背景を持つ人々が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、生きがいをもって一人ひとりが暮らし、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるため、令和2年7月に社会福祉法の改正を行い、「重層的支援体制整備事業」を規定しました。この事業は、地域共生社会の理念を掲げ市全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すものであり、これまで縦割りとなっていた相談支援や居場所づくりにおいて、分野、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施し、市民一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものです。

本市では、令和3年度から5年間の期間とする「第6期福生市地域福祉計画」を策定し、 "すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人との つながり・支え合いのあるまちづくり"を目指した取組を進めています。この地域福祉計 画を踏まえた上で、本市における「重層的支援体制整備事業」を実施するための、「福生市 重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

∥2 計画の位置づけ

(1) 重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法(以下「法」という。)第106条の5の規定に基づき、重層的 支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、策定するものです。

また、持続可能な開発目標(SDGs)を支援し、本計画では地域共生社会の実現を目指しています。



(2) 第6期福生市地域福祉計画等との関係

第6期福生市地域福祉計画は、法第107条の規定に基づき策定された福祉分野の上位計画です。本計画も上位計画である地域福祉計画の理念に基づき、地域福祉の一層の推進を図るために策定するものです。

また、『福生市高齢者福祉計画・介護事業計画』『福生市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』『福生市子ども・子育て支援事業計画』『健康増進計画【健康ふっさ21】』 『福生市自殺総合対策計画』などの市が策定した計画とも整合・連携を図り地域福祉の推進を図っています。この計画において、「支え合いの地域づくり」に向けて、重層的なネットワークを構築していくため、重層的支援体制を整備していくことを目指しています。

(3) 第5期福生市地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となり、地域を構成する住民や民生委員・ 児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・福祉・教育 などの関係機関とともに相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活 動・行動計画です。

この計画の中で、重層的支援体制整備事業の「属性を問わない相談支援」、「参加支援」 及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備すること は、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その支援対象者は福祉、介 護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆ る課題を抱える全ての市民を事業の対象としています。

市と社会福祉協議会が、それぞれの立場において役割を担い、相互に連携し、補完、補強しあいながら地域福祉の推進を図ります。

||3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年4月から令和8年3月までの1年間とします。 なお、計画期間の終了後については、第7期福生市地域福祉計画と一体的に策定します。



■4 計画策定の経緯

本計画は、福祉保健部長、社会福祉課長、障害福祉課長、介護福祉課長及び各課係長並びに福生市社会福祉協議会の事務局長、総合運営課長、地域推進課長、相談支援課長、生活支援課長及び各課係長を委員とする「地域福祉検討会」においての検討や、担当者の意見を聴取するため、市及び社会福祉協議会の各課係長以下の職員を部会委員とする「地域福祉検討会・担当者部会」の開催、学識経験者、各種団体、保健・医療・福祉分野の関係者、公募市民、行政関係者など、幅広い分野の関係者を委員とする「福生市地域福祉推進委員会」を経て策定した「福生市重層的支援体制整備事業実施(準備)計画」を踏まえて策定しました。



重層的支援体制整備事業について

∥1 重層的支援体制整備事業の概要

これまでの社会保障制度では、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、介護、障害者、児童、生活困窮など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在しており、例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や、介護と育児のダブルケア、ひきこもり問題、ヤングケアラー問題、個人や世帯全体が孤立している状態など、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届いていない現状があります。

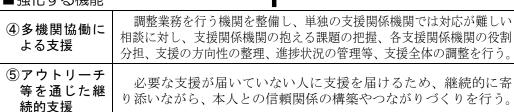
このような状況の中、地域共生社会の実現を目的として、市が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、法に基づき令和3年4月より実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業です。

重層的支援体制整備事業では制度の縦割りを解消するため、①属性を問わない相談支援体制の整備(「包括的相談支援」)や、これまで分野ごとに実施していた、②支援が必要な対象者やその世帯が社会と継続的につながるための支援体制の整備(「参加支援」)、③世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備(「地域づくりに向けた支援」)に市全体で取り組むことを柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④全体の調整を担う機能(「多機関協働による支援」)と、⑤必要な支援が届いていない人に支援を届けるための機能(「アウトリーチ等を通じた継続的支援」)を一体的に実施することとしています。

■支援の柱

①包括的相談 支援	本人・世帯の属性や相談内容等にかかわらず、相談を広く受け 止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて支援を行う。
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、 居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくり に向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交 流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発 やネットワーク構築等を行う。

■強化する機能



Ⅲ2 重層的支援体制整備事業における役割

複雑で複合的な福祉課題に対して、縦割りの制度では、世帯が抱える課題の全体が見えず、支援が行き届かないなど「支援のしづらさ」があります。重層的支援体制整備事業では、この「支援のしづらさ」を少しでも改善し、制度の狭間で孤立し支援が届かない「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援するものであり、当該事業の実施は地域住民、支援関係者、そして行政全体にメリットがあると考えられます。

地域を取り巻く状況は絶えず変化を続けています。制度の狭間で孤立し「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援するには、この変化に対応しながら「自助」「共助」「公助」が適切かつ持続可能な役割分担を行い、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えたつながり合う地域社会を創ることが必要となります。重層的支援体制整備事業の実施に取り組むことが、地域共生社会の実現につながります。

地域住民

重層的支援体制整備事業により、各分野の支援体制が強化されていくことにより、 地域住民は、分野をまたぐような生活課題を抱える場合であっても、生活課題ごとに 窓口を探す必要がなくなり、適切な支援関係機関や制度につながることができるよう になります。また、地域住民にとって顕在化していない生活課題にも支援が届くこと によって、安心してよりよい生活を送れることが期待されます。

支援関係者・専門職・支援関係機関

市民が生活課題のすべてを支援関係者や専門職、支援関係機関など、一か所で抱え 込む必要がなくなり、各分野の負担が軽減されることは、最終的に生活課題を抱える 地域全体のメリットにつながることが期待されます。

行政

抱えている生活課題の状況が悪化していけば、より高い社会的なコストを必要とします。参加支援やアウトリーチを通じてできるだけ早く人とのつながりを作り、生活課題に向き合うことができれば、仮に生活課題は解決に至らなくても、状況の悪化・深刻化を抑えることができます。悪化・深刻化したケースを減らしていくことは、地域全体や行政にとって大きなメリットとなります。また、制度の縦割りを解消することで、効率的な会議運営と、限りある人的資源を有効に活用することができるようになります。

∥3 市における現状

本市では、介護、障害、子育て、生活困窮の各分野別の支援関係機関で相談を受けており、地域で生じる複雑で複合的な福祉課題については、相談を受け止めた支援関係機関が中心となり、他の支援関係機関と連携しながら対応しています。

今後、8050問題、孤独死、ホームレス、家庭内暴力、児童虐待、ひきこもり、介護と育児のダブルケア、子育て家庭の孤立、ヤングケアラー、犯罪などの複雑で複合的な福祉課題は増加することが予想されますが、本市における現状の支援体制のみでは、制度の狭間で支援が届かないケースに対して必要な支援を行うことは困難です。

地域で生じる複雑で複合的な福祉課題に対応するためには、介護、障害、子育て、 生活困窮等の各分野に関わる市役所等の相談窓口のみならず、社会福祉協議会や町会・ 自治会、民生委員・児童委員、地域住民ボランティア、地域に根差した活動を行うN PO法人などの地域の様々な関係者や団体等との連携を強化し、当該課題を包括的に 受け止める総合的な相談支援体制づくりが必要となります。

本市においては、総合的な相談支援体制づくりに向け、重層的支援体制整備事業を計画的に実施することにより、住民一人ひとりがお互いを認め支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で、生き生きとした生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指します。



基本的な計画の考え方

||1 計画の基本理念

重層的支援体制整備事業は、「属性を問わない相談支援(包括的相談支援)」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その支援対象者は介護、障害、子育て、生活困窮など属性を問わないあらゆる課題を抱えるすべての市民です。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、次の基本的な理念に基づくこととします。

- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人、世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心として、本人の力を引き出す観点で行われること
- 信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

※「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル(令和3年3月31日)より抜粋

本市の現状を踏まえ、重層的支援体制の整備に向けた検討プロセスにおいては、体制構築の方針や具体的な工程について、市職員をはじめ福生市社会福祉協議会職員、介護、障害、子育て、生活困窮に係る支援関係機関と丁寧な議論を行い、分野横断の支援を検討することで、「第6期福生市地域福祉計画」が掲げる基本理念である『すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり』を推進していきます。

∥2 基本目標

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、①属性を問わない相談支援(「包括的相談支援」)、②支援が必要な対象者やその世帯が社会と継続的につながるための支援体制の整備(「参加支援」)、③世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備(「地域づくりに向けた支援」)を柱とし、④全体の調整を担う機能(「多機関協働による支援」)と、⑤必要な支援が届いていない人に支援を届けるための機能(「アウトリーチ等を通じた継続的支援」)を一体的に実施するため、本計画の基本目標を次の四つとします。

- 基本目標1 包括的相談支援体制の構築
- ・基本目標2 地域福祉コーディネーターの配置と活用
- ・基本目標3 包括化・重層化による伴走支援
- ・基本目標4 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり
- ※ 厚生労働省発令和3年6月15日付け(社援発0615第2号)「重層的支援体制整備事業の実施について」の通知を踏まえ、重層的支援体制整備事業交付金を財源とした事業展開を図ります。



基本計画

||基本目標 1 包括的相談支援体制の構築

(1)包括的相談支援体制の強化

【方向性】

各分野の相談支援事業については、現行の相談体制を維持しつつも、連携体制を強化することで、各支援関係機関が受け止めた分野を超える福祉課題についても支援を行う「断らない相談体制」の構築に努め、また、福祉分野以外の関係機関との連携や協働に向けた体制整備に取り組みます。

具体的な取組

- どの窓口にどんな相談が来ても、適切な支援関係機関につなぐ又は適切な支援関係機関と連携し、必要な支援を行うことができるよう、福祉保健部及び子ども家庭部職員の意識啓発として「断らない相談窓口」の取組を行います。
- 断らない相談窓口の取組を推進するため、福祉保健部及び子ども家庭部の各窓口の係長職(主査職含む。)を「断らない相談窓口推進員(相談支援包括化推進員)」として位置づけています。断らない相談窓口推進員は、窓口対応した職員だけでは適切な支援関係機関につなぐ等できない又はつなぎ先がわからない場合の相談先であり、支援関係機関や地域福祉コーディネーターとの必要な調整やつなぐ役割を担います。
- 「断らない相談窓口」の取組を推進するためのマニュアルを作成し、職員に対する周知や研修等の実施により、福祉意識の醸成を図ることで、包括的相談支援体制の強化に努めます。
- 「断らない相談窓口」の取組については、今後、全庁的な取組となるよう調整を図ります。

断らない相談窓口推進委員の位置付け

名 称	対象						
断らない相談窓口推進員 (相談支援包括化推進員)	【福祉保健部】の各係長職 社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課 【子ども家庭部】の各係長職 子ども政策課、子ども育成課、こども家庭センター課 【福生市社会福祉協議会】の各係長職 【生活困窮者自立相談支援機関】の係長職						

(2) 福祉総合相談窓口の設置

【方向性】

ひきこもりなどの従来の福祉制度の狭間の課題、8050問題など各分野を横断する問題などに対応するため、各分野別の相談窓口とは別に、相談者の属性、世代等にかかわらず相談を受け止める包括的な「福祉総合相談窓口」を設置します。

なお、福祉総合相談窓口は"市民"がどこに相談すればよいかわからない相談内容の受け止め先として設置するもので、主な機能は、相談内容を踏まえて適切な支援関係機関につなぐ(交通整理をする)ことです。 したがって、名称は異なりますが、「福祉総合相談窓口」と「断らない相談窓口」は同じ役割を担います。

- 〇 "市民"目線で見たときのわかりやすさや相談のしやすさを考慮し、社会福祉課の生活困窮者相談窓口を「福祉総合相談窓口」と位置付け、窓口名称及び設置場所を対外的に周知します。
- 複雑化・複合化した福祉課題をはじめとした、市民及び関係機関等の福祉相談を総合的に受け止め、状況に応じた支援や必要な支援関係機関等への連絡や連携を図ることで相談者のサポートを実施します。
- 福祉総合相談窓口では、受け付けた相談内容に応じて、支援関係機関や地域福祉コーディネーターとの必要な調整やつなぐ役割を担います。

||基本目標2 地域福祉コーディネーターの配置と活用

【方向性】

本市における重層的支援体制整備事業の実施において、中心的な役割を担う事となる 地域福祉コーディネーターを3名配置します。

地域福祉コーディネーターは、各支援関係機関からの複合化・複雑化した相談を受け止め、必要な助言や支援の方向性を決める重層的支援会議を行います。

地域福祉コーディネーターの配置場所と主な役割

配置場所	人数	主な役割
社会福祉課に設置する「福祉総合相談窓口」内	2名	(1) 多機関協働による支援の実施 ア 相談者等が抱える課題の把握 イ 支援の基本的な方向性に関する検討、調整等 ウ 支援方針を検討の上、必要に応じたプランの作成 エ 支援関係機関等との連絡調整 オ 重層的支援会議のサポート (2) 複合化・複雑化した地域課題の把握、相談受付ア支援関係機関や民生委員等、地域ネットワークとの連携・阻握との連携をでは、多が正立をでは、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方

配置場所	人数	主な役割
福生市社会福祉協議会 (福祉センター) 内	1名	(1)参加支援の実施 ア 参加支援が必要と思われる者のニーズや課題 の把握 イ アで把握したニーズや課題と地域の社会資源 等とのマッチング ウ 支援方針を検討の上、必要に応じたプランの 作成 エ 本人や世帯のニーズ・状態に合った支援メニューの創造 オ マッチング後の定着支援及び受け入れ先への サポート (2)地域づくりに向けた支援の実施 ア 地域住民のニーズ、生活課題の把握 イ 地域住民の活動支援、情報発信等 ウ 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 エ 行政や地域住民、NPO 等の地域づくりの担い 手がつながるプラットフォームの展開 (3)「断らない相談窓口」(包括的相談支援)の実施

- 各支援関係機関等の窓口で受けた相談の中で、話を聞いた結果、複数の支援関係機関 につなぐ必要性がある場合や、どこの支援機関につないだらよいかわからない場合な ど、支援関係機関等の"職員"のための相談先としての役割を担います。
- 〇 支援関係機関等の"職員"から受けた相談を基に、支援関係機関のつなぎ先の整理や 役割分担を行うなど、福祉の専門家として"職員"をサポートします。
- 各支援関係機関等から地域福祉コーディネーターにつなぐ際に、相談者の相談内容や 主訴、地域福祉コーディネーターにつなぐ理由や他の支援関係機関と個人情報を共有 することについての同意が確認できるよう、共通の様式を作成します。
- 地域福祉コーディネーターにつながれた相談のうち、複数の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例については、アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。
- アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等について、支援関係機関と調整し決定を行う「重層的支援会議」の開催・運営を担います。
- 地域資源の開発・開拓のため、既存の地域活動団体の事業や取組に参加し、情報交換 やつながり作りを行うことで協力体制を構築します。

||基本目標3 包括化・重層化による伴走支援

(1) 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築

【方向性】

法第106条の6の規定に基づく「支援会議」を設置し、地域において支援関係機関などがそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有を行うことで、支援や相談を早期に実施できるよう努めます。

様々な分野にまたがる複合的な課題については、地域福祉コーディネーターを中心と した多機関協働による支援において支援調整や支援プランの作成を行い、多機関による 包括的な支援ができるよう努めます。

また、重層的支援会議を設置し、支援プランの適切性の協議や支援プラン終結時などの評価、社会資源の開発と充足状況の把握に向けた検討を行い、包括的相談支援、参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援をはじめとする支援関係機関と役割分担や支援の目標・方向性を検討し、包括的な伴走支援(*1)ができる体制を目指します。

- 法第 106 条の6の規定に基づく<u>支援会議 (**2)</u>の設置を行います。
- 重層的支援会議 (※3) の設置を行います。
- 地域福祉コーディネーターが中心となり、重層的支援会議の開催等や支援会議の実施のサポートを行います。
- 支援関係機関等から必要な情報を収集(状況に応じて支援関係機関等に情報収集を依頼)し、収集した情報を基にアセスメントシート等を作成します。
- アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理 したプランを作成する。アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等につ いては、重層的支援会議において支援関係機関と調整した上で決定します。
- プランに基づき、支援関係機関がチームー体となって必要な支援を行います。
- 〇 本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがついた上で、支援関係機関の役割分担 の合意形成を行う。合意形成後も支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保し ます。
- 〇 今後、数多く開催されている<u>福祉関連の会議体(※4)</u>について、効果的かつ効率的に開催できるよう、また、会議出席者への負担軽減を目的として、合同開催又は統合的な会議開催を試験的に実施します。

- (※1) 伴走支援とは、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援です。
- (※2) 支援会議は法第 106 条の6 に規定されており、潜在的な相談者へ支援を届けるために、個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。会議の構成委員に対しては守秘義務が課せられており、本人の同意が得られていないケースについても取り扱われる。
- (※3) 重層的支援会議は相談のあった事例に対し、本人の同意を得た上で、多機関協働によるプランの適切性の協議やプラン終結時等の評価を行う。また、必要な資源開発に向けた検討等を行う。

(※4) 既存及び今後設置を検討する主な福祉関連の会議体

名 称	対象者	主な内容
地域ケア会議	高齢者	支援関係機関との情報共有、 地域ニーズの把握、高齢者個々 の事情に応じた支援の検討
地域自立支援協議会	障害者	支援関係機関の連携、障害者 の相談支援、地域の実情に応じ た支援体制の整備の検討
要保護児童対策地域協議会	子ども	必要な情報の交換、要保護児 童等に対する支援内容の検討
支援調整会議	生活困窮者 ※本人同意 を得た方	支援プラン案の適切性の協 議、支援提供者による支援プラ ン案の共有
(生活困窮者自立支援法第9条の 規定に基づく) 支援会議	生活困窮者に限らない	支援関係機関による困窮が疑 われる個々のケースの情報共 有、地域における必要な支援体 制の検討
(法第 106 条の 6 の規定に基づく) 支援会議	限定しない	個々の事例の情報共有や地域 における必要な支援体制の検討
重層的支援会議	限定しない ※本人同意 を得た方	担当が決まらないケースの割 振りやアセスメント、プラン作 成、支援の実施、終結の判断等の 検討、顔の見える関係づくり、事 例対応の検証
福祉連携会議 福祉連携会議作業部会	限定しない	市役所各課の実施事業の相互 理解、事務の効率化のための勉 強会や課題の把握、情報整理、情 報提供、連絡調整等の実施

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援の実施

【方向性】

長期にわたり人や社会と交流がなくひきこもりの状態にあるなど、解決が困難な問題 を抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けます。

本人と関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりの形成に向けて継続した伴走支援を行います。また、対象者を把握するため、地域福祉コーディネーターが中心となり、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することができる体制を構築します。

- 長期にわたりひきこもりの状態にある方、地域や他者とのつながりが希薄化している 方と直接つながる、信頼関係を構築するまでに時間を要する可能性があることから、 地域福祉コーディネーターを中心とした伴走による支援を行うことができる体制を構 築します。
- 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集を行うことができる体制の構築 (*5) を行います。
- 潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や地域住民と連携し、これら のつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握します。
- 本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や見守り等の支援 のネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を検討します。必要に応じ て、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にて情報共有や課題共有を行います。
- 本人やその世帯とのつながりを形成するためのやりとりを行い、支援等の情報を提供 するなどの継続的な対応を行います。
- 本人と出会えた後も自宅から出ることが困難な方や他の相談支援機関等につながることが困難な場合に、自宅の訪問や必要な支援関係機関への同行支援など必要な支援を 行います。
- 本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定 するまで必要な支援を行います。
 - (※5) アウトリーチ等を通じた継続的支援が必要な人は、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに否定的な人などが想定されます。このような人を見つけるためには支援関係機関や地域住民等の地域の関係者からの情報提供が重要となります。したがって、民生委員・児童委員や町会・自治会をはじめ、地域の福祉事業者や郵便局、水道検診事業者等の関係機関と連携体制の構築(協定の締結等)を行うことにより、潜在的な福祉ニーズの掘り起こしを行います。

||基本目標4 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり

(1)参加支援の実施

【方向性】

支援を必要とする方やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加 に向けた支援のためのメニューづくりについて、地域福祉コーディネーター及び<u>福祉活</u> 動専門員 (*6) を中心に行います。

相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やすことで多様な社会参加の実現を目指します。また、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源とのマッチングを行います。

- 重層的支援会議において、参加支援が必要であると判断された方についての相談を受付けた後、相談内容においてアセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成します。
- 本人のニーズに沿った支援メニューのマッチングを行います。
- 本人が新たな環境で居場所が見出せるか、受入先等に定期的に確認・訪問するなど、 一定期間フォローアップを行います。
- 社会参加に向けて地域の資源等とつながりができ、本人とつながり先との関係性が安 定した後も定期的な連絡を行うなど、つながりの維持に向けた働きかけを行います。
- 多様な社会参加の実現を目指すため、地域福祉と社会教育・生涯学習の連携を促進、 各種活動団体の掌握、既存の社会資源へのコーディネート機能、人材バンクの充実を 図ります。
 - (※6) 福祉活動専門員とは、地域の中で住民や団体、関係機関と連携しながら、子育て支援や高齢者、障害者への支援など、地域が抱える課題を地域が主体となって解決していく地域福祉活動が市民の間に広がって行くようサポートする役割を担い、地域福祉活動を推進させるための方策について、調査や企画、連絡調整を行うほか、広報、指導などを行うもので、本市においては、福生市社会福祉協議会に1名配置をしています。

(2) 地域づくりに向けた支援の実施

【方向性】

介護、障害、子育て、生活困窮の分野ごとに行われている支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施し、各事業拠点が属性にかかわらず、地域住民を広く対象とし、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり行います。

- 地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり、地域住民ボランティア や地域に根ざした活動を行うNPO等と協力しながら、住民が主体的に地域課題を把 握して解決を試みる体制づくりを支援し、住民主体の地域づくりを推進する。
- 地域づくりを一部の方に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や町会・自治会等の地縁組織を始め、福祉分野に限らず地域おこし、産業等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。
- 地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員を中心とした地域資源の把握と信頼関係の構築、新たな地域資源の開発やそのサポートを行う。
- 地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員が中心となり、公園や空き家を利用した交流や健康づくり、企業と連携した終活の普及、地域情報の発信など福祉分野以外の関係機関・団体・企業などとのつながりを強化しながら居場所と役割のあふれる地域コミュニティづくりを進める。



計画の推進

||1 重層的支援体制整備事業の進め方

制度の狭間や相談窓口、また支援の必要性が分からないなどの理由により、問題や課題を抱えたまま更に状況が悪化することを防ぐために、アウトリーチ活動も含めて様々な支援関係機関が受けた相談内容について、支援関係機関が連携し包括的な相談の受け止めを行います。また、個別の課題解決だけではなく、解決が困難な場合や解決した場合も本人と支援者がつながり続けるためのアプローチを継続することで伴走した支援を目指します。

このような体制を構築し、次のフロー【図1】のとおり取り組むことで、持続可能なまちづくりを目指します。

なお、本計画の期間中、現実的な取組や実現性を考慮し更なる充実した支援を目指して、 必要に応じた計画の見直しを行います。

【図1】事業実施フロー(イメージ)

相談や相談者の発見、情報提供

- 地域住民
- ・各種会議からの情報
- ・ 支援関係機関や事業者
- ・他分野の関係機関



包括的相談支援

・属性、世代、相談内容 に関わらず包括的に相 談を受け止める。

福祉総合相談窓口

【主な実施主体】

■生活困窮者自立相談支援機関窓口の職員

各分野別の相談窓口

【主な実施主体】

- ■各支援機関等窓口の職員
- ■断らない相談窓口推進員

多機関協働による支援

【主な実施主体】

- ■地域福祉コーディネーター
- ・課題が複雑化、複合化した 事例などに関して、関係者 や支援関係機関の役割を整 理、支援の方向性を示す。
- 支援会議のサポート

複雑化・複合化 した事例

【主な相談窓口】

- 社会福祉課
- 介護福祉課
- 障害福祉課
- ・健康課(保健センター)
- ・子ども政策課
- ・子ども育成課
- こども家庭センター課
- 福生市社会福祉協議会

プランの作成

重層的支援会議

- ・プランの適切性の協議
- ・プランの終結時などの評価
- ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

プランに基づいた支

援の実施(依頼)

支援関係機関

- ・介護サービス事業者
- ・障害福祉サービス事業者
- 保育事業者
- 医療関係機関等

プランに基づい

た支援の実施

情報収集 情報提供

社会福祉協議会

検討内容等に基づいた

取組の実施(依頼)

【主な実施主体】

- ■地域福祉コーディネーター
- ■福祉活動専門員

地域づくりに向けた支援

- ・世代や属性を超えて住民 同士が交流できる場を整 備する。
- ・人と人、人と場所をつなぐ取組を行う。

参加支援

・本人のニーズを丁寧にア セスメントした上で、社 会とのつながりをつくる ための支援を行う。

アウトリーチ等を通じた継続的支援

・必要とする支援が届いていない人を訪問するなど、働きかけを行うことで支援を届ける。

地 域

見守り・伴走支援

令和6年10月 策定